

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 23 日

県立美術館長
県立歴史博物館長
県立人と自然の博物館長
県立考古博物館長
県立コウノトリの郷公園長
県立図書館長

} 様

社 会 教 育 課 長

緊急事態宣言を踏まえた社会教育施設の取扱いについて（通知）

新型インフルエンザ等特別措置法第 32 条第 1 項に基づく緊急事態措置実施区域に本県が指定されたことを受け、別添のとおり知事から対処方針が発出されました。県立社会教育施設については、下記のとおり取扱いますので、対応願います。

記

4 月 25 日から 5 月 11 日まで臨時休業とする。

ただし、図書館については、入場整理のうえ、開館する。開館時間は最長 20 時までとする。

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会社会教育課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

T E L 078-362-9434

F A X 078-362-3927

E-mail syakaikyoiukuka@pref.hyogo.lg.jp